

東海市告示第40号

令和6年度東海市身体障がい者自動車運転免許取得費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

東海市長 花田勝重

令和6年度東海市身体障がい者自動車運転免許取得費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障がい者が就労、通院等に伴い道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第84条第3項に規定する普通自動車免許（以下「免許」という。）の取得に要した経費の一部を補助することにより、身体障がい者の社会参加の促進を図り、もって福祉の向上に資することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、市内に居住し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該免許の取得日から申請日まで引き続き市内に住所を有する者
- (2) 法第98条第1項に規定する自動車教習所において、技能を修得し、免許を取得した者。ただし、免許の取得後、身体障がい者となり臨時適応検査により免許の更新をしようとする者を除く。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、免許の取得に要した経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、免許を取得するために要した額の3分の2以内の額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）とし、予算の範囲内において交付する。ただし、その額が10万円を超えるときは、10万円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、免許の取得後6月を経過した日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 自動車運転免許証の写し
- (2) 免許の取得に要した経費を明らかにしたもの

2 前項の規定による補助金の交付申請は、1人1回限りとする。

（補助金の交付の決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定及び額の確定をし、その旨を申請者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第7条 補助金は、前条の規定による交付すべき補助金の額を決定した後に支払うものとする。

2 申請者は、前項の規定による補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

- (1) この要綱又は交付決定に付けた条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。